

# 外国人技能実習制度適正化講習会



講師：西津康久 氏

## ■監理団体（＝組合）に求められるもの■

①技能実習法（※）に基づき外国人技能実習生共同受入事業を適切に実施すること  
（適正な実習監理）

②中小企業等協同組合法、定款を遵守した適切な組合運営を行うこと  
（適正な事業運営・組合管理）

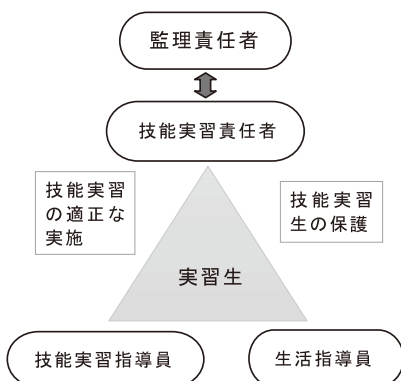
※技能実習法＝外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

2月8日、前橋市・ホテル11213前橋マリーキュリーにおいて、外国人技能実習制度適正化講習会を開催した。

講習会では「外国人技能実習制度の現状と監理団体及び実習実施者の適正な運営について」と題して、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会担当部長・西津康久氏が講演した。

西津氏は、外国人技能実習生共同受入事業を行う監理団体として、組合に求められる最も大切なことは左記の2点に尽きるとした。

## 【実習生受入企業の体制】



## ■実習生受入企業が留意すべき事項■

- ①適正な技能実習の実施  
認定された技能実習計画（実習実施予定表）に従って実習を行うこと  
× 実習計画との齟齬 → 取消の可能性  
× 技能実習日誌への虚偽記載
- ②実習生の保護  
・労働関係法令の遵守  
労働時間、賃金、休日、その他  
・実習生に対する理解  
実習生の悩み、ストレス  
・事故防止・疾病防止  
実習中、宿舎その他日常生活  
《怪我・事故なく、健康で母国に返す》

次に、技能実習法が技能実習の適切な実施とともに、技能実習生の保護を図ることを目的に制定されたことに触れ、監理団体の責務として実習生受入企業（組合員企業）に対する指導の徹底について強調した。

## 合同企業説明会

# 群馬で就職!



3月12日、前橋市・ヤマダグリーン・ドーム前橋「サバイベントエリア」において、合同企業説明会を開催した。

県内に本社・事業所を有する企業88社が参加し、各社ブースを設けて求職者へ説明を行った。

本説明会の対象者は、2020年3月卒業・修了予定の大学・大学院・短大・高専・専修学校生徒に加えて、3年以内の既卒者と若年未就職者など。

今回は154名の求職者が集まり、それぞれ興味のある企業ブースを訪問して回った。採用担当者の熱のこもったアピールに耳を傾ける姿がみられ、求職者の真剣さがうかがわれた。

### 参加企業の声

- ・多くの求職者と接する良い機会となった。
- ・求職者の話を聞く姿勢が良く、好印象だった。
- ・積極的に質問する元気の良い学生が多かった。
- ・ブースに来た求職者に興味を持ってもらえた。

### 求職者の声

- ・気になる企業が見つかった。
- ・気になっていた企業の話聞くことができて、ありがたかった。
- ・企業数が多く、新たな職種に出会う機会となる有意義な説明会だった。
- ・カウンセリングを受けたことで自分の職務適性が理解できた。

会場の一角に設置したカウンセリングコーナーでは、求職者が専門の相談員に、就職活動に関する悩みや不安を相談していた。

